

2025年10月16日

原子力発電環境整備機構
理事長 山口 彰 殿

原子力発電環境整備機構
情報公開審査委員会
座長 新保 雄司

答 申 書

2025年10月6日付で原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）から当委員会へ諮問された2025年度諮問第2号（「2025年8月25日付で受付けた情報公開請求書の機構資料」の取扱いについて）に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

第1 答申の趣旨

公開請求のなされた機構資料について、「個人情報」、「法人等情報」、「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する部分を非公開とすることは妥当と認められる。

第2 答申の理由

1. 情報公開請求に係る機構資料[2025—2]

2023年4月1日～現在のNUMO評議員、技術開発評価委員、技術アドバイザー委員（国外含む）の経歴、選定理由、年間報酬、NUMOとの共同研究など協業実績に関する文書、資料

2. 情報公開請求に対する機構の説明

（1）情報公開請求に該当する機構資料

- ① 2023年4月1日～現在のNUMO評議員、技術開発評価委員、技術アドバイザー委員（国外含む）の委嘱に関する書類一式
- ② 2023年4月1日～現在のNUMO評議員、技術開発評価委員、技術アドバイザー委員（国外含む）の報酬に関する書類一式
- ③ NUMOとの共同研究に関する書類一式
- ④ 会計仕訳票一式

（2）上記（1）機構資料に係る公開の取扱い

①については、規程第7条第1項で非公開情報として規定する別表2「1. 個人情報」に該当する情報及び「3. 審議、検討又は協議に関する情報」に該当する情報について非公開とし、残りの部分については公開する。

②については、規程第7条第1項で非公開情報として規定する別表2「1. 個人情報」に該当する情報、「2. 法人等情報」に該当する情報及び「3. 審議、検討又は協議に関する情報」に該当する情報について非公開とし、残りの部分については公開する。

③については、規程第7条第1項で非公開情報として規定する別表2「3. 審議、検討又は協議に関する情報」が記載されているとともに共同研究先から公開による支障（不利益）ありとの意見が提出されているため非公開とする。

④については、規程第7条第1項で非公開情報として規定する別表2「1. 個人情報」に該当する情報が記載され、残りの部分については有意の情報が記載されていないため非公開とする。

3. 当委員会の判断

上記2(1)①について、「1. 個人情報」に該当する情報及び「3. 審議、検討又は協議に関する情報」に該当する情報について非公開とし、更には、この非公開部分を除いた部分について規程第8条の規定により公開とすることは妥当と判断する。

同②について、「1. 個人情報」に該当する情報、「2. 法人等情報」及び「3. 審議、検討又は協議に関する情報」に該当する情報について非公開とし、更には、この非公開部分を除いた部分について規程第8条の規定により公開とすることは妥当と判断する。

同③について、「3. 審議、検討又は協議に関する情報」が記載されているとともに共同研究先から公開による支障（不利益）ありとの意見が提出されているため、非公開とする判断は妥当である。

同④について、「1. 個人情報」に該当する情報を非公開とし、更には、この非公開部分を除いた部分について規程第8条但し書きの規定により非公開とすることは妥当と判断する。

第3 審議の経緯

- | | | | | |
|-----|-------|-----|-----|-------------------|
| (1) | 2025年 | 10月 | 6日 | 情報公開審査委員会に諮問 |
| (2) | 2025年 | 10月 | 7日 | 第47回情報公開審査委員会で審議 |
| (3) | 2025年 | 10月 | 16日 | 原子力発電環境整備機構理事長に答申 |

原子力発電環境整備機構 情報公開審査委員会

委員長（座長）	新保 雄司
委員	加藤 一郎
委員	秋山 一弘